

伊 勢 湾 ・ 三 河 湾
海 上 交 通 安 全 情 報 図

平成 26 年 3 月

公益社団法人 伊勢湾海難防止協会

《目 次》

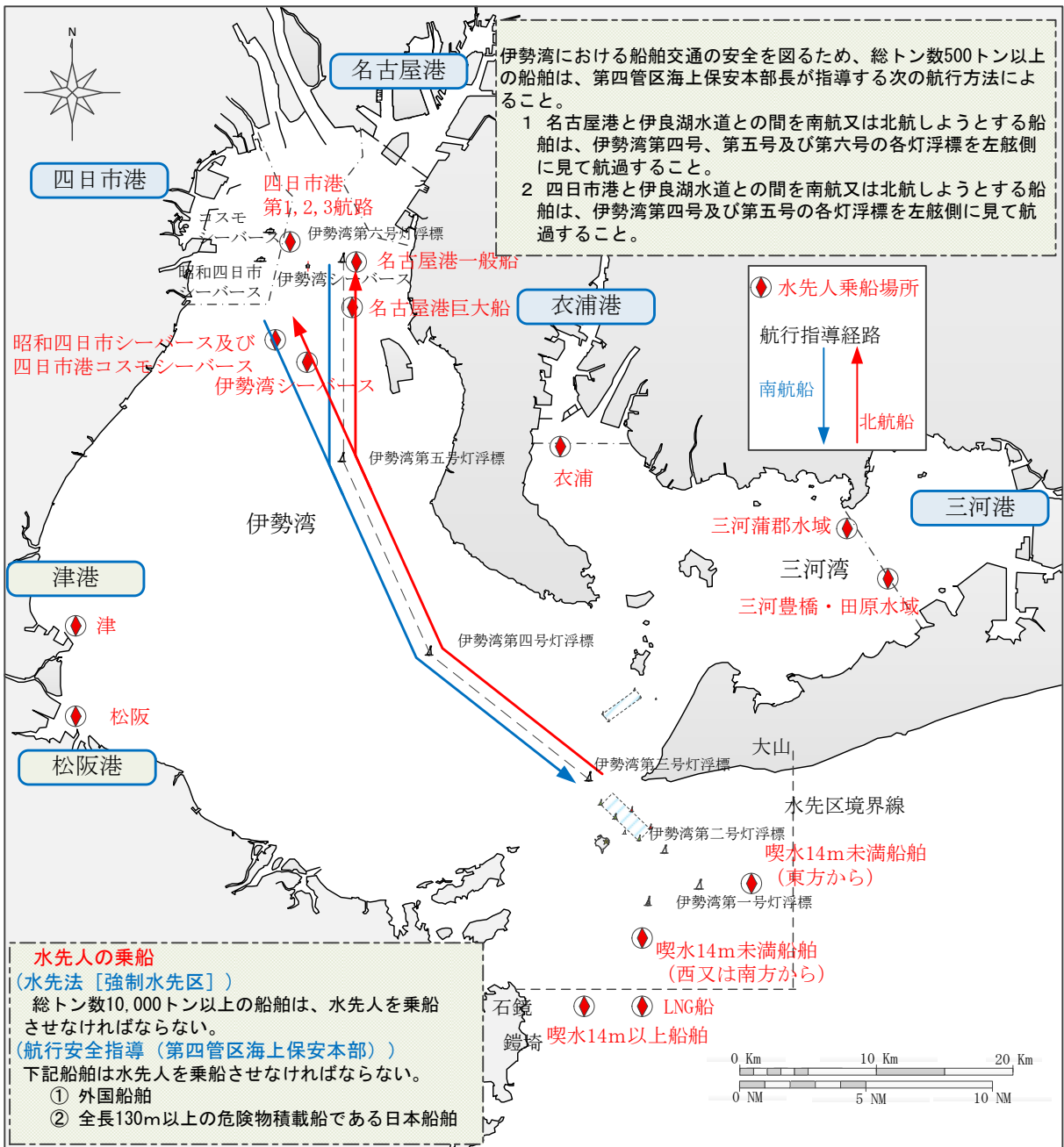
1.伊勢湾の航行方法及びパイロットステーション	1
2.伊良湖水道航路及び付近海域の航行方法	2
3.伊勢湾内海域利用者相互ので申し合わせ	3
3.1 伊勢湾における自主規制航路	3
3.2 伊勢湾北部海域錨泊自粛区域	4
3.3 中山水道開発保全航路の錨泊自粛区域	5
3.4 三河湾付近における漁業について	6
4.各港自主規制等	7
4.1 名古屋港	7
4.2 四日市港	8
4.3 衣浦港	9
4.4 三河港	10

【航行安全情報の入手及び関係連絡先一覧】

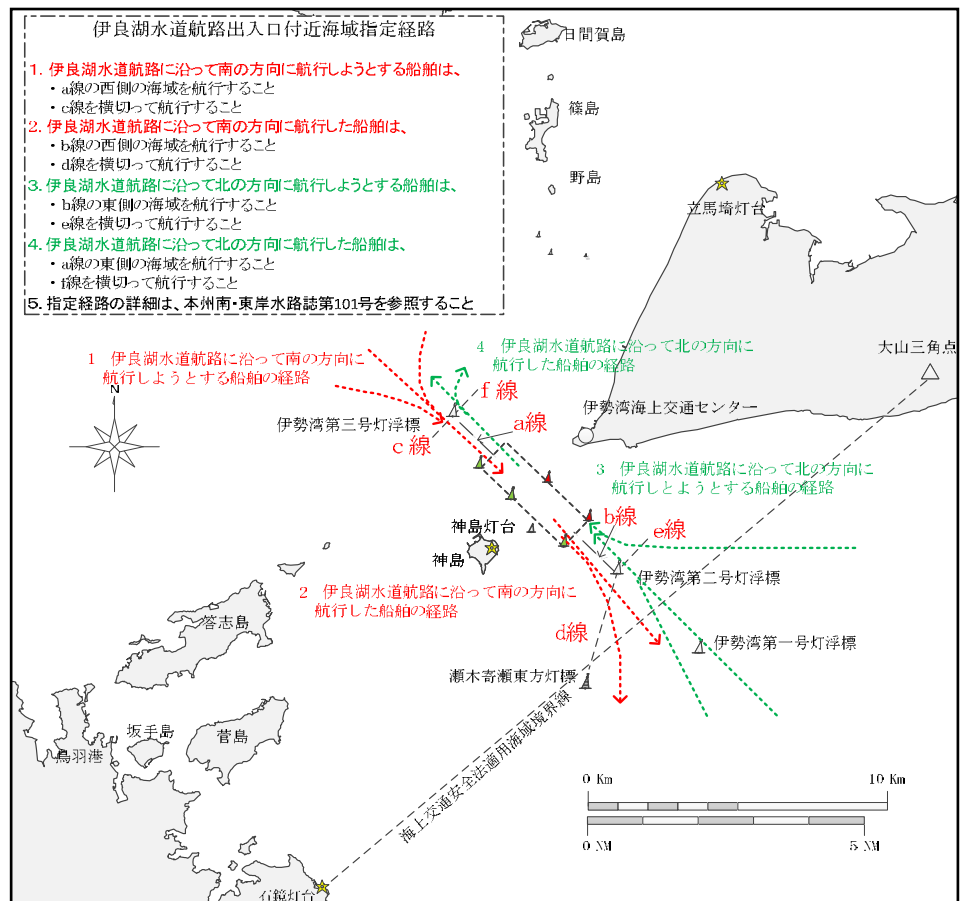
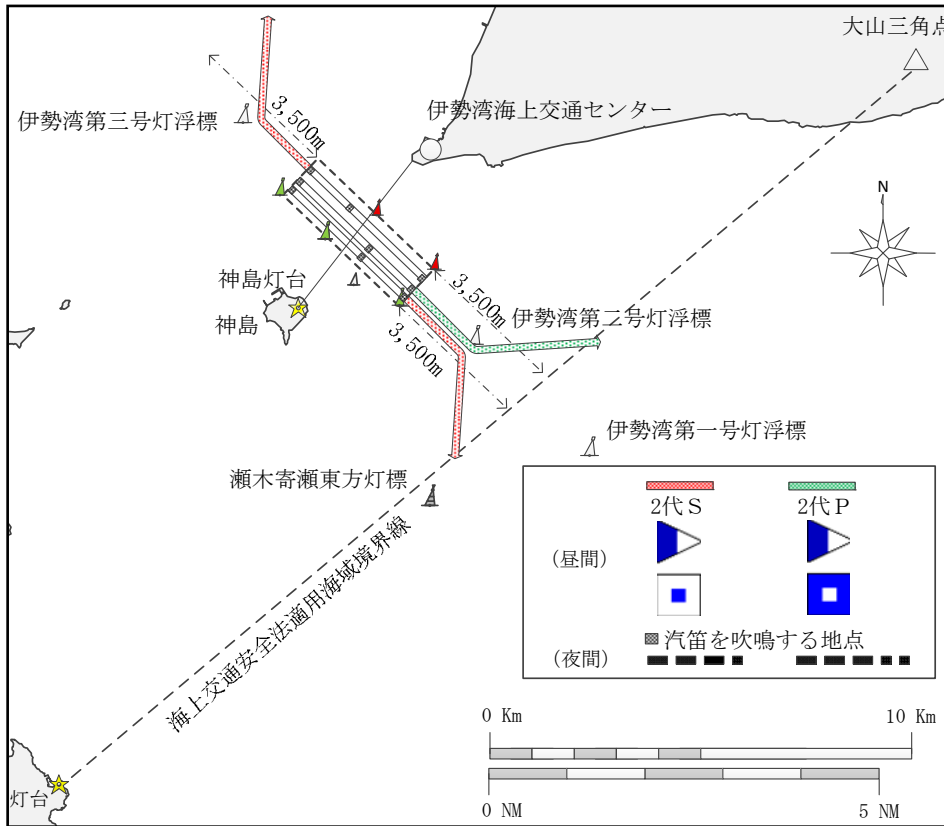
※ 伊勢湾内においては、船舶航行の安全を確保するため、海上交通安全法に基づく伊良湖水道航路での航行管制、及び港則法に基づき名古屋港（東航路、西航路、北航路）、四日市港（第一航路）の港内航路での航路管制が実施されている。

同湾及び名古屋港、四日市港を利用する船舶は、これら航行管制の内容を遵守するとともに、本パンフレットで記載している安全情報に考慮して航行すること。

1 伊勢湾の航行方法及びパイロットステーション

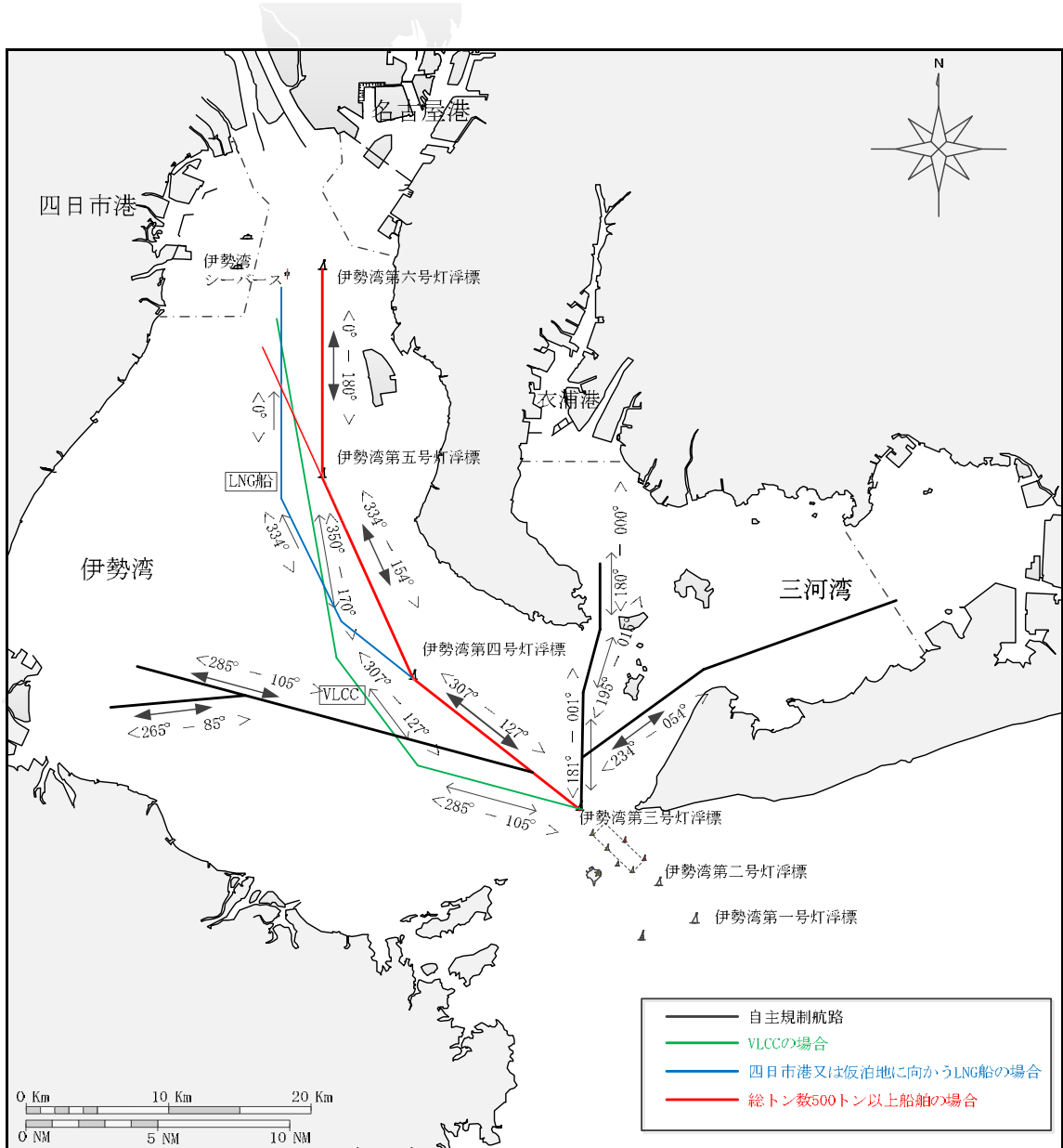


2 伊良湖水道航路及び付近海域の航行方法

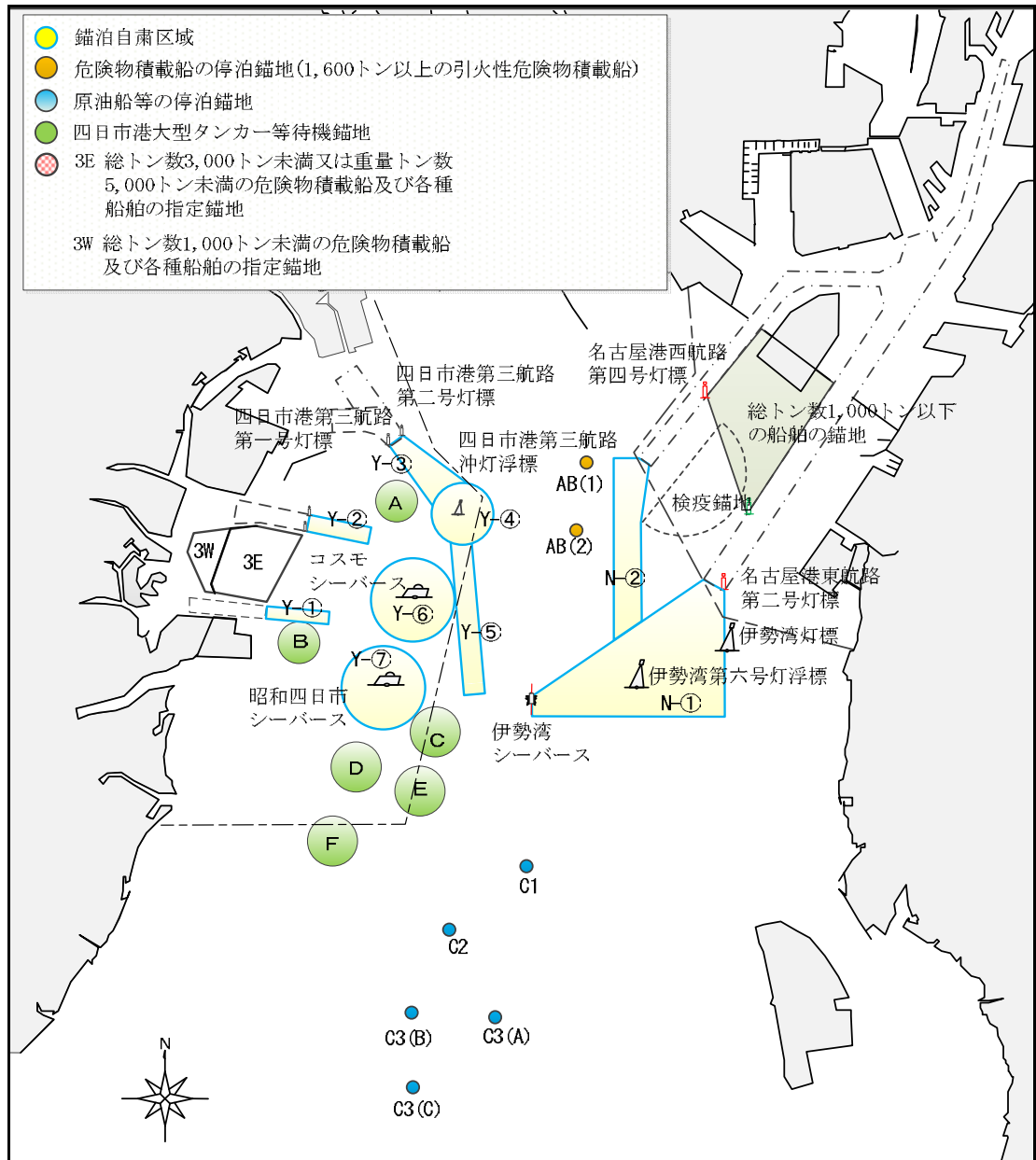


3 伊勢湾内海域利用者相互での申し合わせ

3.1 伊勢湾における自主規制航路



3.2 伊勢湾北部海域錨泊自肅区域



I 錨泊自肅規制等について

(1) 名古屋港における錨泊自肅区域

すべての船舶は次の水域では錨泊を自肅してください。

(図中記号) N-① N-②

(2) 四日市港における錨泊自肅区域

すべての船舶は次の水域では錨泊を自肅してください。

(図中記号) Y-① Y-② Y-③ Y-④ Y-⑤ Y-⑥ Y-⑦

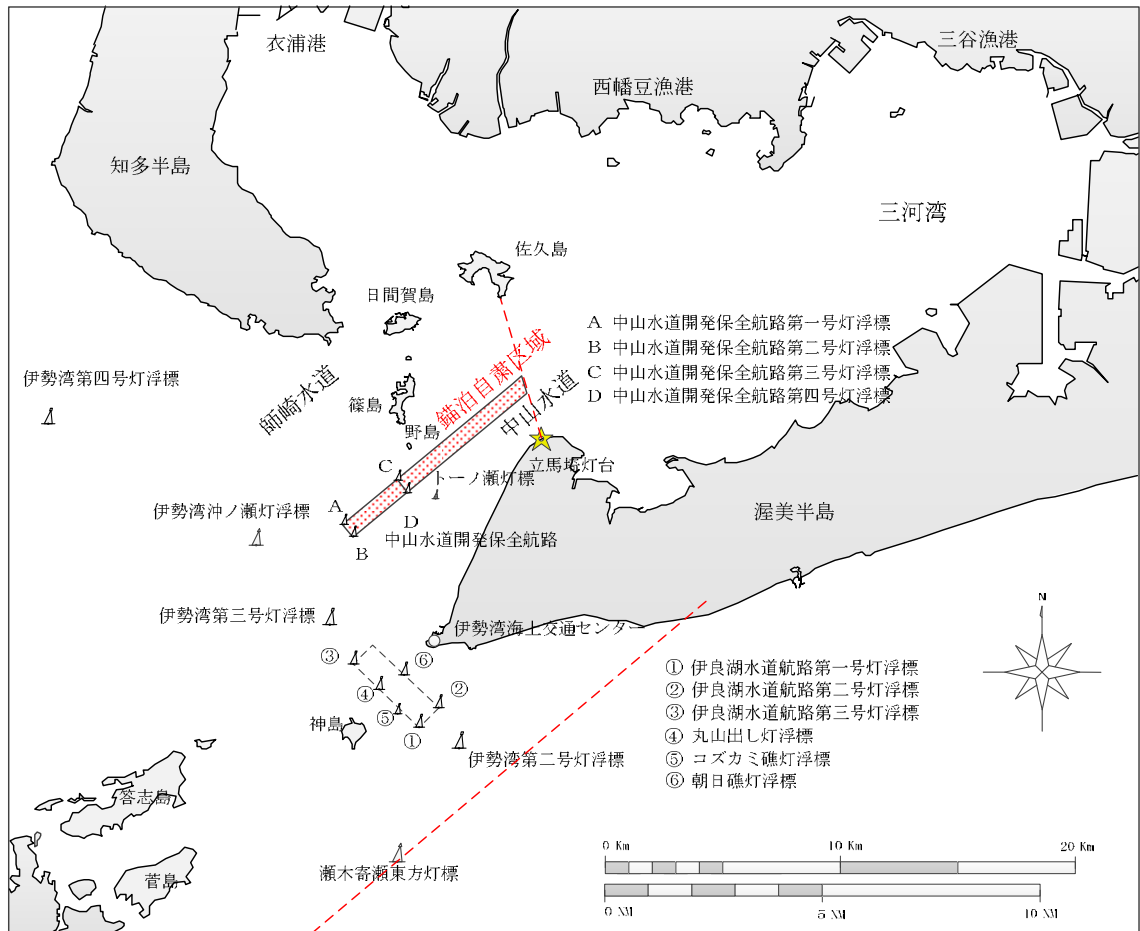
II 名古屋港・四日市港の危険物積載船の指定錨地等について

対象船は、名古屋海上保安部 (AB(1) AB(2)) に「停泊届」を提出、四日市港長 (A B C D E F) に「停泊場所指定届」を提出し、錨地の指定を受けること。

3.3 中山水道開発保全航路の錨泊自粛区域

【錨泊自粛区域】

中山水道開発保全航路及び同航路東側出入口と海上交通安全法適用海域境界線の間における幅員 700 m の海域。

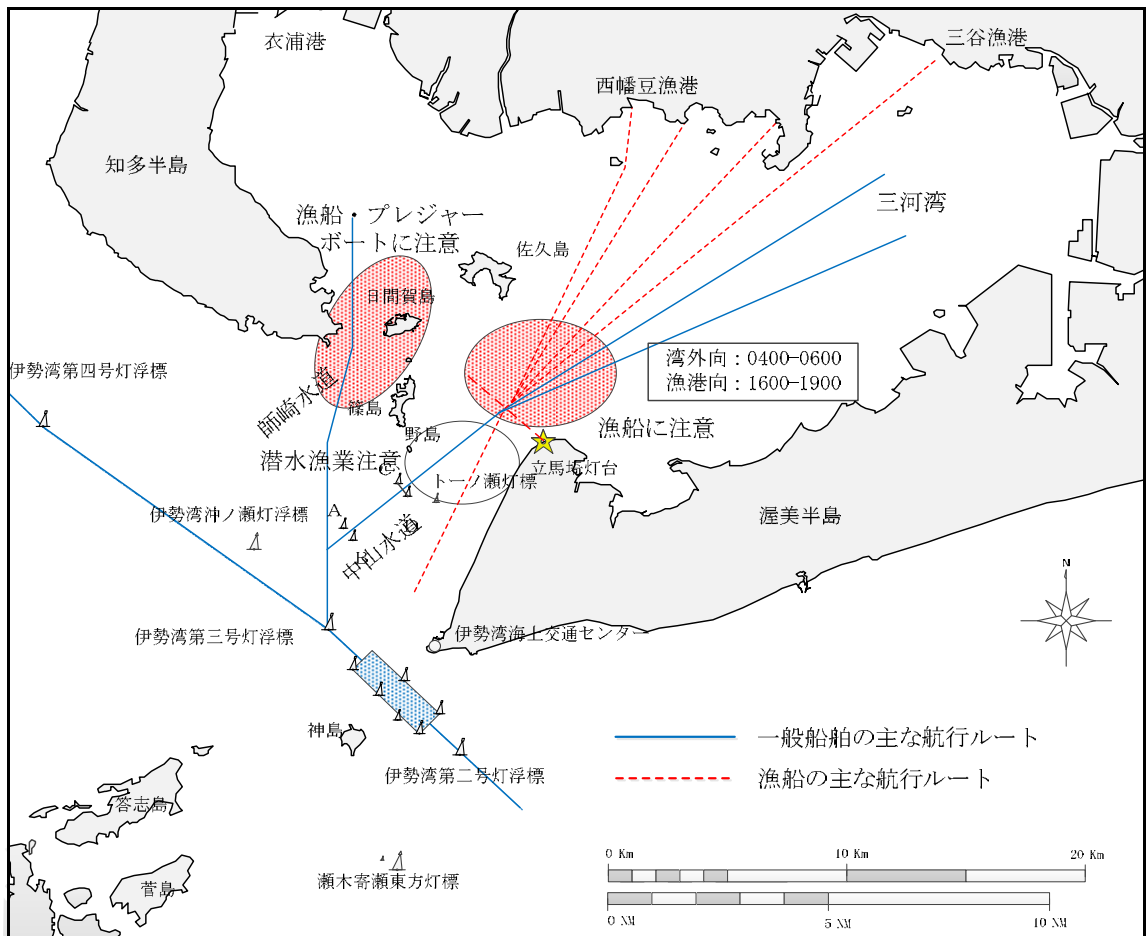


3.4 三河湾付近における漁業について

伊良湖水道から中山水道までの海域においては、一年を通して漁業活動が盛んに行われている。底引き網漁船の航行ルートは、三河湾に入出港する一般船舶の航路と交差する状況となっている。

また、野島から立馬埼の間の沿岸海域においては、一年を通して潜水漁業が盛んであり、潜水漁業に従事している小型の漁船は、マスト上にA旗を掲げて錨泊している。

上記海域を航行しようとする船舶は、これらの漁船に十分注意して航行すること。

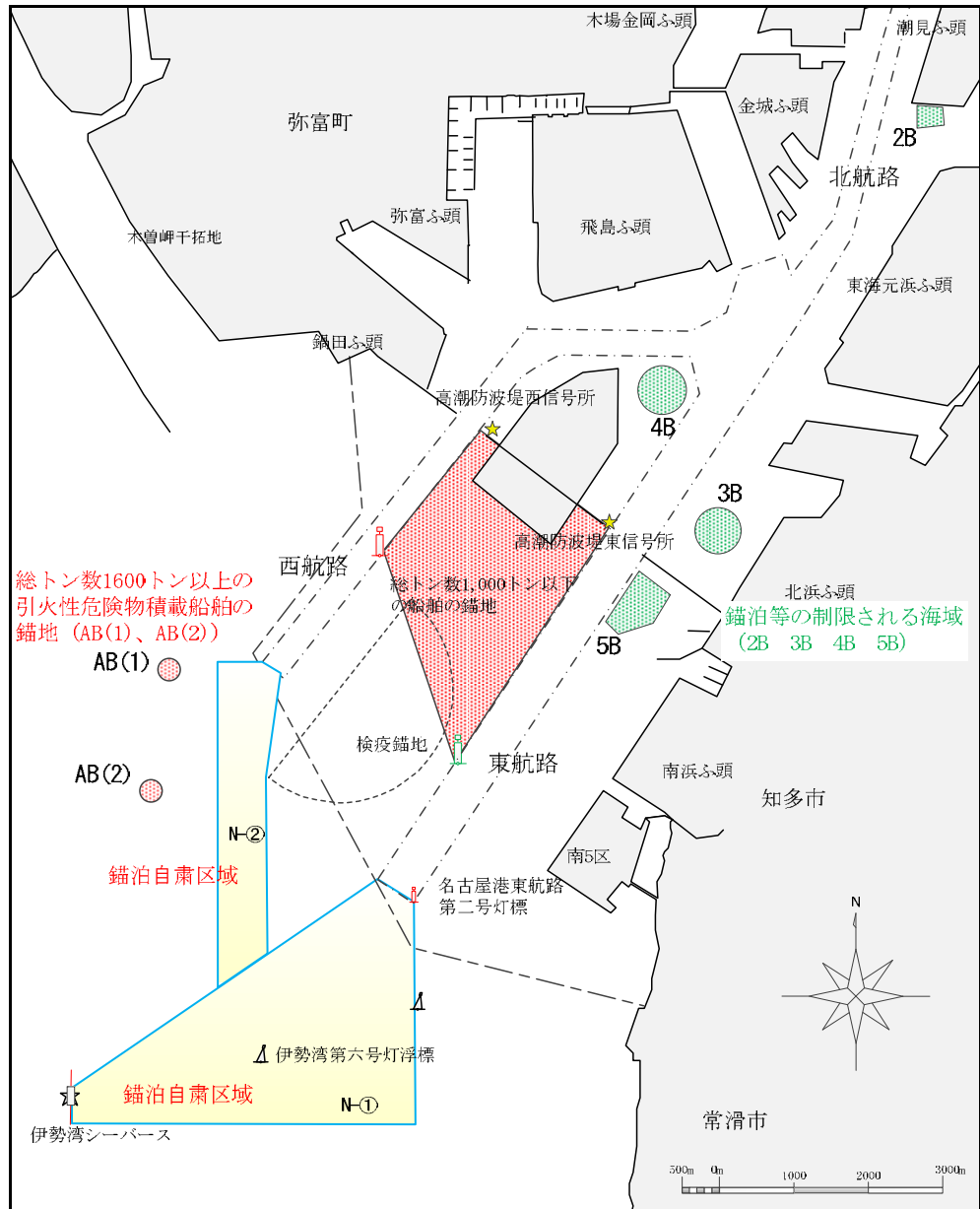


4 各港自主規制等

4.1 名古屋港

① 錨泊及び錨泊自粛区域

名古屋港においては、引火性危険物積載タンカーの事故防止のため、2B、3B、4B及び5Bの海域において港長公示により錨泊または停留が制限されている。



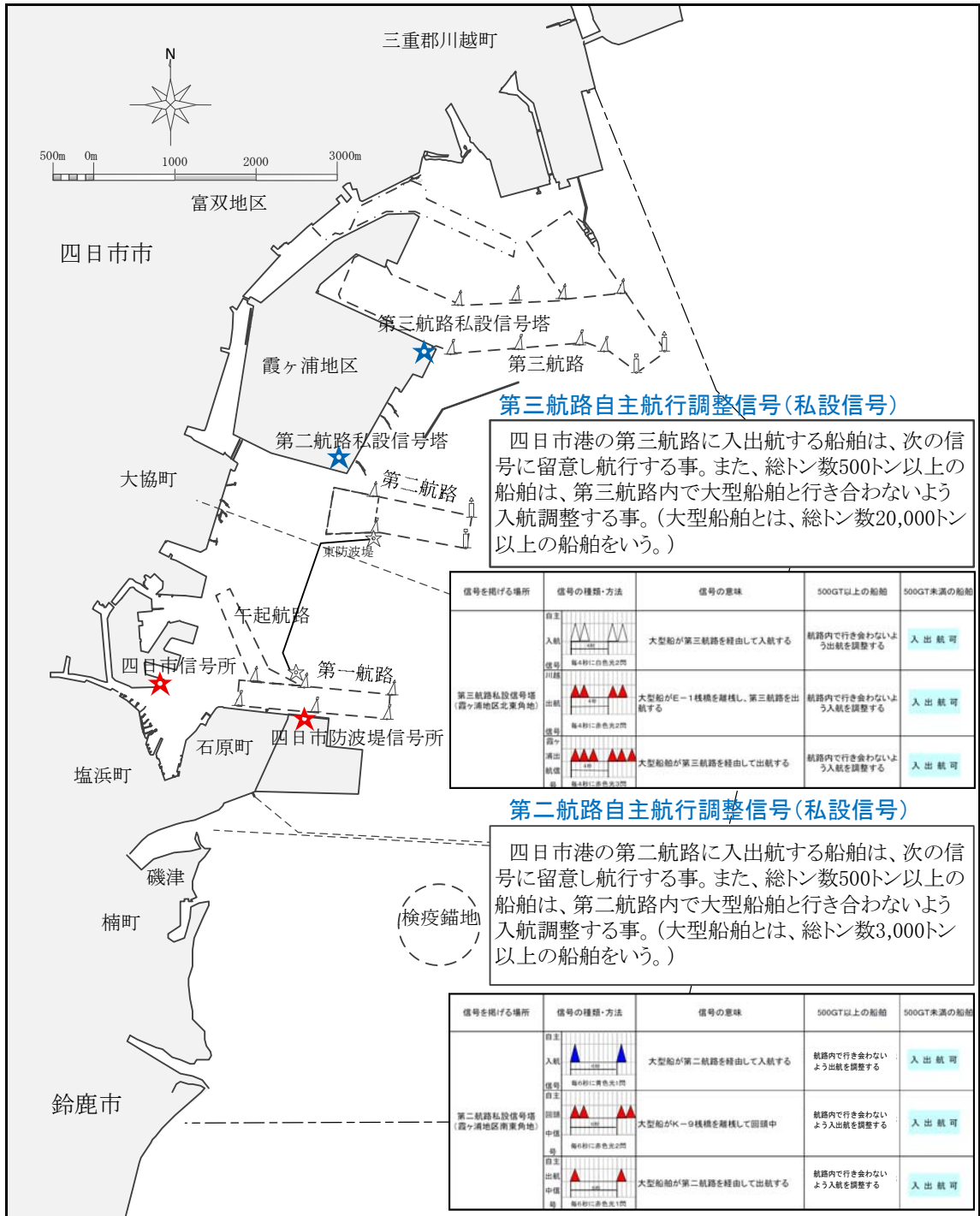
② 名古屋港西航路航行船舶の長さ制限 (自主運用)

名古屋港西航路においては、名古屋港海事関係者の審議により、全長 233 m を超える船舶の航行を自粛している。

ただし、鍋田ふ頭を利用するコンテナ船は、全長 300 m 未満の利用が可能となっている。

4.2 四日市港

第二航路及び第三航路では、「私設信号塔」において、航路内での大型船舶※との行き会いを避けるよう、総トン数 500 トン以上の船舶に対し航行調整信号をミニカムライトにより表示している。

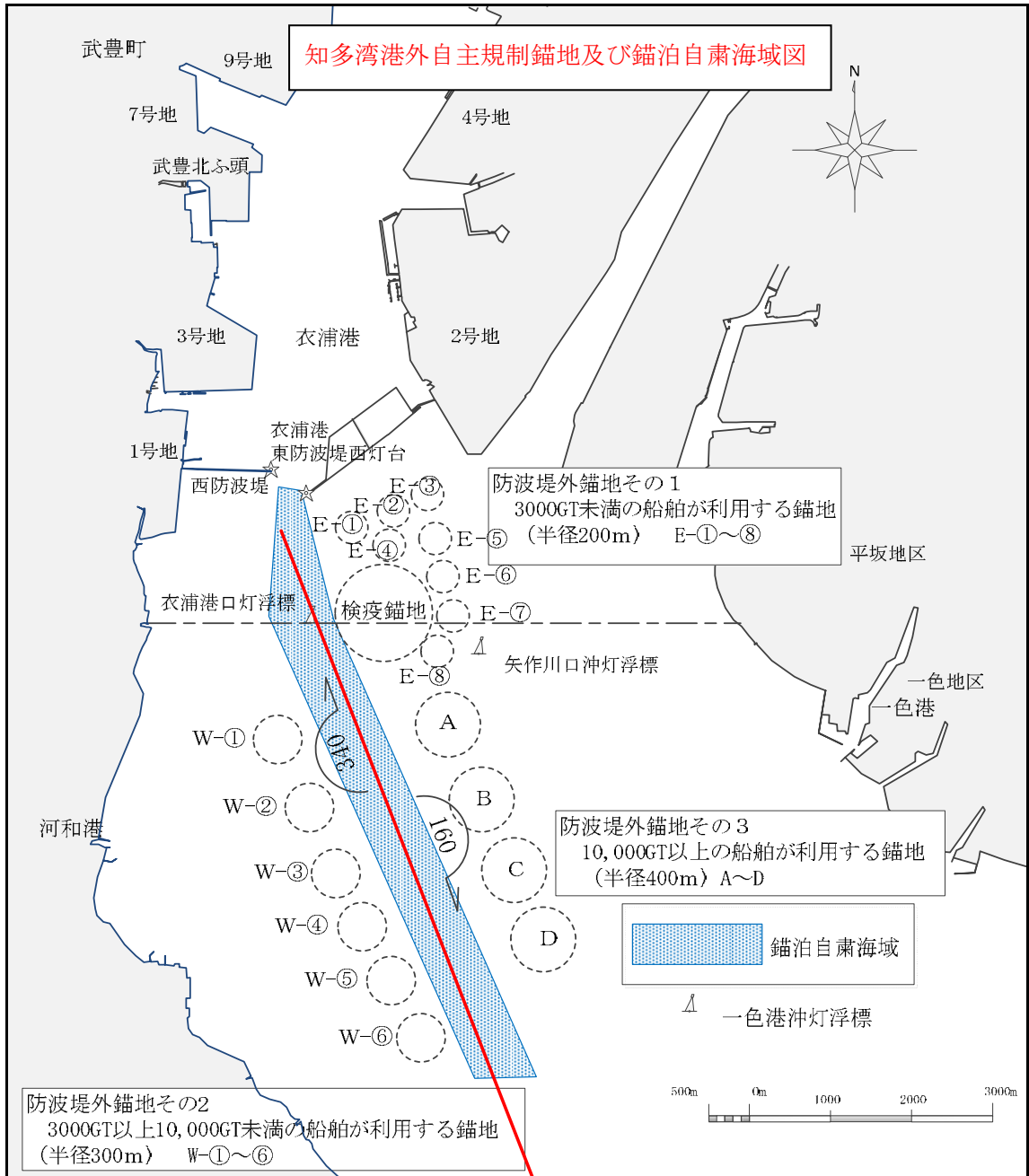


※ 第二航路を航行する大型船舶：総トン数 3,000 トン以上の船舶
 第三航路を航行する大型船舶：総トン数 20,000 トン以上の船舶

4.3 衣浦港

防波堤外錨地及び錨泊自粛区域は、衣浦港の代理店と入国管理事務所、検疫事務所ならびに海上保安署が協力して、自主的に運用されている。

下図「知多湾港外自主規制錨地及び錨泊自粛海域図」に従い錨泊する必要がある。



4.4 三河港

三河港豊橋航路を航行する場合は、次のルールに従って航行すること。

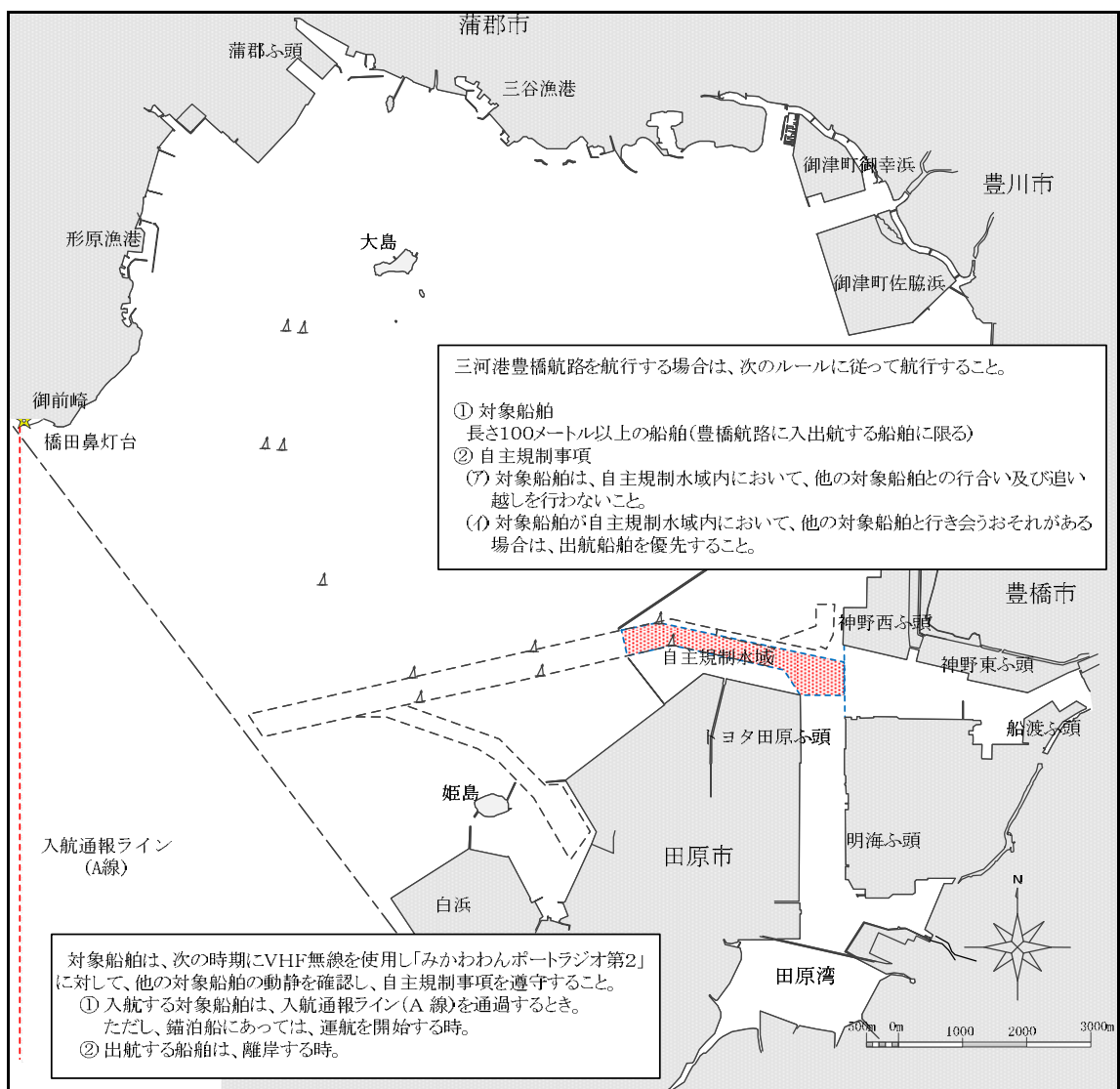
① 対象船舶

長さ 100 メートル以上の船舶（豊橋航路に入出航する船舶に限る）

② 自主規制事項

(a) 対象船舶は、自主規制水域内において、他の対象船舶との行合い及び追い越しを行わないこと。

(b) 対象船舶が自主規制水域内において、他の対象船舶と行き会うおそれがある場合は、出航船舶を優先すること。



【航行安全情報の入手及び関係連絡先一覧】

1. 伊勢湾内におけるVHF（CH16）の聴取

陸上局	コール・サイン	呼出チャンネル	通話チャンネル	通話圏	執務時間	適用
伊勢三河湾パイロット	いらごパイロット	CH16	CH68	伊良湖水道沖60マイル	00:00～2400	水先業務関連通信
伊良湖水道	なごやほあん	CH16	CH12	伊良湖水道沖60マイル	00:00～2400	伊良湖水道航路 航路通報 確認変更通報 位置通報
伊勢湾海上交通センター	いせわんマーチス	CH16	CH13 CH14 CH22	伊良湖水道沖60マイル	00:00～2400	位置通報 伊良湖水道航路周辺の 航路情報等
名古屋港海上交通センター	なごやハーバーレーダー	CH16	CH13 CH14 CH22	伊勢湾内	00:00～2400	位置通報 名古屋港周辺の 航路情報等
名古屋港	なごやポートラジオ	CH16	CH12 CH20	伊良湖水道沖60マイル	00:00～2400	港務関係通信
四日市港	よっかいちポートラジオ	CH16	CH11 CH12	伊良湖水道沖60マイル	00:00～2400	港務関係通信
衣浦港	みかわわんポートラジオ	CH16	CH11 CH12	伊良湖水道沖60マイル	00:00～2400	港務関係通信
三河港	みかわわんポートラジオ2			伊良湖水道通過後三河湾内		

2. 航行安全情報の入手先及び連絡先

名古屋海上保安部MICS	インターネット	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/nagoya/
四日市海上保安部MICS	インターネット	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/yokkaichi/
伊勢湾海上交通センター	インターネット	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/isewan/index.htm
名古屋港海上交通センター	インターネット	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/nagoyako/index.htm

港名	港長	担当部署	電話番号
名古屋港	名古屋港長	名古屋海上保安部	052-661-1615
四日市港	四日市港長	四日市海上保安部	059-357-1741
衣浦港	衣浦港長	衣浦海上保安署	0569-22-4999
三河港	三河港長	三河海上保安署	0532-34-0118